

令和 8 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案

（追加提案分）

令和 8 年 6 月 4 日

生 駒 市

令和 8 年 生 駒 市 議 会 （ 第 5 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

（ 追 加 提 案 分 ）

議案番号	議 案 名	頁
議案第 47 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）	1 ～ 2
議案第 48 号	生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	3 ～ 4
議案第 49 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	5 ～ 6
議案第 50 号	財産の取得について	7

議案第 47 号

令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

令和 8 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
上 中 学 校 長 寿 命 化 改 修 工 事 (I ・ II 期)	令和9年度	1, 3 3 4, 0 2 5
上 中 学 校 長 寿 命 化 改 修 工 事 監 理 業 務 (I ・ II 期)	令和9年度	2 2, 4 9 0

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成 2 年 1 0 月生駒市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 1 4 条第 2 項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された」を削り、「。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。第 1 5 条第 2 項において同じ。）」を加える。

第 1 5 条第 1 項ただし書中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加え、同条第 2 項中「第 7 条第 4 項に規定する」を削り、「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明

書又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月生駒市条例第 2 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5 , 0 0 0 円」を「3 3 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の生駒市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金

額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 0 , 0 0 0 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 50 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 事務用家具
- 2 取得価格 109,978,000円
- 3 契約の相手方 生駒市元町一丁目3番19号
株式会社いなもり
代表取締役 稲 森 政 一
- 4 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札

令和8年6月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史